



こんにちは 加藤ひろし です

第73号



私の活動地域
晴海・勝どき・豊海町
築地・浜離宮庭園

くらしや区政のご相談
お気軽にお電話ください
3551-6820 (事務所)
3533-0583 (自宅)

日本共産党中央区議会議員 私のブログもご覧ください『こんにちは加藤ひろしです』で検索!

区民の負担増ストップ 福祉と防災のまちづくりに全力

2014年度決算の認定に
反対しました

10月1日から14日まで決算特別委員会が開かれ、日本共産党区議団からは、奥村あき子と私（加藤ひろし）が委員となり、14年度決算の審議が行われました。

党区議団は、人口増に伴う税収増や各種基金の積極的活用で、区民の要求に応える独自の努力を求めました。

また、国や都の「上位計画」を忠実に具体化し、規制緩和や区道の改廃で超高層建築物を乱立させるまちづくりを抜本的に見直すことが必要であると指摘。「受益者負担の適正化」の名の下に、区民に対して負担増やサービス削減を図る姿勢など、区政の問題点を指摘し、積極的な提案も行いながら、14年度決算の認定に反対しました。

区民負担増ではなく

大企業に適正な負担を

中央区は、「受益者負担の適正化」として13年度、14年度の2カ年で約80の事業評価を実施し、その中でも特に7事業を見直すこととしましたが、実施されたのは保育園や幼稚園の保育料値上げ、区立駐輪場有料化など区民負担増となる6事業で、大企業に適正な負担を求める「道路占用料の値上げ」だけが実施に至っていないことは問題と指摘し、区民に負担増を求めるのではなく、大企業に適正な負担を求めるよう区の姿勢を批判しました。

地下にある地域防災倉庫の
地上階への移動を提案

現在、区内の地域防災拠点倉庫22施設中、地下にある施設は12カ所、副拠点では5カ所中3カ所、活動資機材については3施設中すべて地下、区保有備蓄倉庫21施設中10施設もあることを紹介し、高潮や局地的な豪雨などによる浸水に備え、最悪の事態を想定し地上に整備することを求めました。

区民負担は限界

国保料の毎年の値上げ

国保料は、毎年引き上げられ2014年度は一人あたりの保険料は113、952円と、過去最高になり、滞納世帯も約23%と「加入者の4件に1件が滞納世帯」となっていることを示し、区民の負担は限界にきている実態を告発。国保加入者は、非正規雇用や失業者、年金生活者など、所得の少ない方が多く加入する医療保険制度でありながら、国庫負担率の削減や国保の広域化・都道府県化の準備として、区は一般財源からの繰り入れを削減していると批判し財政支援を求めました。（裏面に続く）



憲法違反の「戦争法」は廃止に

見直しごとに負担が増える

介護保険料・後期高齢者医療保険料

☆介護保険制度では、保険料の負担が制度導入時（2000年）と比べて基準階で倍になっていること。介護保険制度の改悪により、現行の介護保険事業者から「住民ボランティア」や「無資格者によるサービス」など「多様なサービス」に置き換え、「自助・共助」という名目で「家庭内老々介護」から「地域住民による老々介護」になるときびしく批判しました。

☆「後期高齢者医療保険制度」は、年齢で区切って高齢者を別立ての医療制度に囲い込み、所得の少ない方の特例を廃止など制度の改悪が検討されていること。「制度」は75才以上の人口増加と医療費負担が保険料に直接跳ね返る仕掛けになっており、今後とも保険料の値上げは必至と指摘し、年齢による差別医療を持ち込む「後期高齢者医療保険制度の廃止」を国に求めるよう求めました。

国庫負担の引き上げと一般財源の

投入で保険料の負担軽減を

「国保・介護・後期高齢者」の医療保険料の値上げを押さえるには、各保険料会計への国庫負担の引き上げと区的一般財源からの財政支援が必要と述べ、国の指導に従って加入者負担を押しつける区の姿勢をきびしく批判し、軽減を求めました。

プライバシーの侵害・情報漏えいの危険
「マイナンバー制度」凍結・中止を

マイナンバー詐欺にご注意

マイナンバー（社会保障・税番号）法が10月5日施行され、個人番号を知らせる通知カードの郵送（住民票の住所に簡易書留（転送不要））が始まっています。

マイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」と「マイナンバー制度について説明に伺いたい」などと言った不審な電話がかかってくるなどの事例が全国的に発生しています。区内でも同様な電話がかかっています。ご注意ください。区の相談窓口の電話番号は
—(3546) 5618—です。

個人情報を一括化し管理

「議案第74号・中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「番号法」に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に反対した理由の要旨を紹介いたします。

①社会保障・税番号制度は、マイナンバー制度と呼ばれるもので、国民に12桁の「個人番号」を付けて、税金や保険料納付、医療・介護・年金・保育サービス利用などの情報をデータベース化したものを、国が一元的に管理するもの。

②10月の番号通知に続いて、2016年1月から、社会保障と税、災害対策の分野で利用が開始されます。今後、健康保険証としての利用や預貯金口座などへの、利用も検討していること。

③一つの番号で一人一人の個人情報を結びつけて活用する番号制度は、個人情報が容易に名寄せ・集積されることであり、ひとたび流出したり、悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害や「なりすまし」などの犯罪の危険性を飛躍的に高めることになること。

④本議案に示されている特定個人情報には、地方税法、生活保護法、国民健康保険法、児童扶養手当法、中央区児童育成手当条例、学校保健安全法と対象は、税と社会保障全般になっています。この条例がなくとも、これまで社会保障給付に関する事務が行われてきました。実施を中止しても区民生活に何ら支障はないこと。

以上の理由から、徴税強化や社会保障給付の抑制につながる可能性があるとし反対しました。

(注) 中央区では

- ▶通知カード（無料）が、世帯主あてに家族全員分まとめて、10～11月中に簡易書留で郵送されます。
- ▶個人番号（顔写真付き）は、希望者のみ発行（初回は無料）

■再交付は来年2016年4月から

- ▶通知カード 500円
- ▶個人番号カード 800円
で有料発行となります。